

指名委員会等設置会社への移行に伴う
外国株券等の保管及び振替決済に関する規則の一部改正について

平成 27 年 7 月 24 日
株式会社 証券保管振替機構

1 改正趣旨

当機構の組織形態を指名委員会等設置会社へ移行することに伴い、「外国株券等の保管及び振替決済に関する規則」（以下「規則」という。）の一部を改正する。

2 改正概要

- (1) 規則別表に掲げる手数料の料率並びに別表に掲げる手数料以外の手数料及びその料率の決定を、執行役社長の決定により行うことに変更する。（規則 第 80 条第 4 項）
- (2) 規則の改正を、執行役社長の決定により行うことに変更する。（規則 第 85 条）

3 施行日

平成 27 年 7 月 24 日から施行する。

以 上